

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年4月6日（平成30年（行個）諮問第70号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行個）答申第94号）

事件名：本人に係る事績管理簿の相談内容を回付した情報が記載された文書の  
不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月28日付け金総第1470号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、保有している情報を開示するよう申し立てる。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書の記載によると、要旨、次の記載内容を理由として本件審査請求に及んだものと解される。

事績管理簿が存在している。監督局は平成25年12月2日の相談を伝達している。事績管理簿を監督局に回付している。回付した情報がある。

同月10日の事績管理簿を監督局に回付した情報は存在している。

相談員Aは、監督局と検査局に回付すると言っている。監督局と検査局に回付した情報は存在している。

平成26年3月13日の事績管理簿の相談内容を金融担当大臣に回付している。

監督局と検査局に回付している。

同年4月3日。同年5月9日の事績管理簿の対応内容に監督局と検査局に回付したと記載してある。同年4月3日。同年5月9日の事績管理簿の相談内容を監督局と検査局に回付した情報は存在している。

なお、審査請求人から、平成30年5月13日付け（同月14日收受）で意見書及び資料が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年1月30日付け保有個人情報開示請求（同月31日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法18条2項に基づき、同年2月28日付け金総第1470号において不開示決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

### 1 原処分について

原処分は、本件対象保有個人情報が記録された行政文書（以下「本件回付文書」という。）を保有していないことから不開示とする旨の決定を行った。

### 2 原処分の妥当性について

#### （1）本件回付文書に係る事務について

本件回付文書に対応する事績管理簿は、金融サービス利用者相談室（以下「相談室」という。）への申出に関するもの又は「大臣目安箱」への申出に関するものである。

金融庁では、相談室に寄せられた金融サービス等に係る相談等の申出については、相談室が申出内容の概要等を事績管理簿に記録するとともに、当該申出を金融行政の参考とするため、事績管理簿の写しを作成し、これを監督局等へ回付している。

また、金融庁では、平成28年1月まで、金融行政一般についての政策提言を募るため、受付窓口として「大臣目安箱」を設置していた。

「大臣目安箱」で受け付けた申出については、相談室において、相談室に対する相談等と同様に、申出内容の概要等を事績管理簿に記録するとともに、当該申出を金融行政の参考とするため、事績管理簿の写しを作成し、これを監督局等へ回付していた。

#### （2）本件回付文書の存否について

本件回付文書は、「事績管理簿の相談内容を監督局と検査局に回付した情報」であるところ、上記（1）のとおり、相談室又は「大臣目安箱」に対する申出のいずれについても、相談室が本件回付文書として事績管理簿の写しを作成し、これを監督局等へ回付している。本件回付文書は、監督局等への回付後はこれを保存しておく必要がないため、回付後廃棄する取扱いとなっている。

したがって、本件回付文書については既に廃棄しており、本件対象保有個人情報は保有していない。

なお、事績管理簿の原本にも本件回付文書と同一の情報が記載されているが、審査請求人は、既に開示を受けていた事績管理簿に基づき、本件対象保有個人情報の開示を求めているため、事績管理簿以外の文書として本件回付文書を開示請求対象として特定したものである。

### 3 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年7月26日 審議
- ⑤ 同年9月6日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件回付文書は、相談室が作成した事績管理簿の写しであり、事績管理簿の写しを相談室から監督局等に回付するに当たっては、基本的には当該文書を添付した電子メールを送信することとなっており、送信後は相談室においてはこれを保存しておく必要がないため、回付後廃棄することとなっている。

本件回付文書についても、相談室から監督局及び検査局に電子メールで送信され、送信後、担当者のパソコンの電子メールソフト内に保存された本件回付文書を添付した電子メールは廃棄された。

また、相談室から本件回付文書の回付を受けた監督局においては、回付文書を確認し、金融機関に情報を伝達した後、廃棄することとなっているほか、検査局においては、内容の確認後に廃棄することとなっており、いずれも本件開示請求時点においては、既に廃棄されていた。

なお、本件回付文書の保存期間は、相談室、監督局及び検査局のいずれにおいても、当時の金融庁行政文書管理規則に基づき1年未満と定められている。

したがって、本件開示請求時点において、本件対象保有個人情報は金融庁において保有していない。

イ 原処分に当たっては、念のため担当部署の執務室内の書類棚及び書

庫並びに担当者のパソコンの電子メールソフト内の探索を実施したところ、本件回付文書は確認されなかった。

なお、本件不開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄の記載は別紙2記載のとおりであり、これと本件対象保有個人情報を対比すると、本件不開示決定通知書の該当欄から、事績管理簿の日付として、平成26年1月9日が抜け落ちているが、これは保有個人情報開示請求書から本件対象保有個人情報を引き写した際に生じた誤記であり、上記探索も、当該日の事績管理簿を含めて行ったところであって、原処分は当該日の事績管理簿を含む本件対象保有個人情報についてなされたものである。

- (2) 本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記(1)及び第3の説明に不自然な点はなく、処分庁が行ったとする探索の方法・範囲も不十分とはいえない。また、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明を否定するに足る事情は存しない。

なお、別紙2の該当欄から、事績管理簿の日付として、平成26年1月9日が抜け落ちていることを誤記であるとする諮問庁の説明については、本件開示請求書により本件対象保有個人情報を含む3個の保有個人情報の開示請求がなされ、原処分はそのうち本件対象保有個人情報に対応するものであることは明らかであり、不自然であるとはいえない。

以上によれば、金融庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

- (1) 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「請求に係る保有個人情報が記載された行政文書は、当庁において保有していないことから」と記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきである。

- (2) また、原処分においては、上記2(1)イのとおり、本件不開示決定通知書について、一部が抜け落ちた記載をするという慎重さに欠ける不

適切な対応があったといわざるを得ず，処分庁においては，今後，同様の事態を生じさせないよう，正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，金融庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

## 別紙1 本件対象保有個人情報

事績管理簿の相談内容を監督局と検査局に回付した情報の開示。

事績管理簿の日付は、平成25年12月2日。平成25年12月3日。平成25年12月6日。平成25年12月10日。平成26年1月9日。平成26年3月13日。平成26年4月3日。平成26年5月9日。

平成25年12月10日の事績管理簿の相談内容を監督局に回付した情報は存在していた。

伝達している平成25年12月2日の事績管理簿の相談内容を監督局に回付した情報は存在している。

平成26年4月3日。平成26年5月9日の事績管理簿の対応内容に監督局と検査局に回付したと記載してある。平成26年4月3日。平成26年5月9日の事績管理簿の相談内容を監督局と検査局に回付した情報は存在している。

別紙2 原処分に係る決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄に記載された内容

事績管理簿の相談内容を監督局と検査局に回付した情報の開示

事績管理簿の日付は、平成25年12月2日。平成25年12月3日。平成25年12月6日。平成25年12月10日。平成26年3月13日。平成26年4月3日。平成26年5月9日。

平成25年12月10日の事績管理簿の相談内容を監督局に回付した情報は存在していた。

伝達している平成25年12月2日の事績管理簿の相談内容を監督局に回付した情報は存在している。

平成26年5月9日の事績管理簿の対応内容に監督局と検査局に回付したと記載してある。平成26年4月3日。平成26年5月9日の事績管理簿の相談内容を監督局と検査局に回付した情報は存在している。